

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	勤労者総合福祉センターの使用料金の減免	
根拠条例等・条項	堺市立勤労者総合福祉センター条例第11条第4項 堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第10条	
所 管 課	産業戦略 部	雇用推進 課
審 査 基 準	<p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例第11条第4項より】</p> <p>第11条 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第10条より】</p> <p>第10条 条例第11条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) 本市(雇用推進課に限る。)又は条例第14条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者が労働福祉その他これに類する事業のために使用する時。 使用料の全額 (2) 本市の区域内に事務所を有する労働団体又は労働組合が労働福祉又は教養文化の向上のために使用する時。 基本料金の5割に相当する額 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。使用料の全額又は半額 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立勤労者総合福祉センター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる書類を添付させることがある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日～2日
	標準処理期間を設定できない理由	